

平成22年第3回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年7月20日（火）午前9時00分開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第45号 瑞穂市立巢南中学校特別教室棟増築（建築）工事請負契約の締結について
日程第5 議案第46号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆義	16番	広瀬 時男
17番	若園 五郎	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治	20番	小川 勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	早瀬 俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤 脩祠
福祉部長	宇野 睦子	都市整備部長	福富 保文

調 整 監	岩 田 勝 之	環境水道部長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
--------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番 土屋隆義君と3番 熊谷祐子君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間だけとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

2件報告します。報告につきましては、鷲見議会事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷲見秀逸君） 議長にかわりまして、2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成22年5月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。7月2日に第264回岐阜県市議会議長会議が当市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議では、平成22年2月3日から平成22年7月1日までの会務報告の後、平成21年度決算の認定など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決、または認定されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、2月に飛騨市で開催される予定です。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

専決処分の報告についてでございます。これは交通事故でございまして、物損事故でございます。只越地内の市道交差点で発生しました公用車による物損事故について、市側の過失割合を8割として和解がまとまり、その損害賠償額を30万4,080円と定めることにつき、去る7月8日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告するものでございます。

交通事故につきましては、加害者、被害者にならないよう、くれぐれも注意して運行に当たるよう注意喚起を行っているところでございますが、今回、このような事故が発生したにつき、大変申しわけなく、さらに一層注意喚起をしてみたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第45号及び日程第5 議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第45号瑞穂市立巣南中学校特別教室棟増築（建築）工事請負契約の締結について及び日程第5、議案第46号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題とします。

市長から、提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成22年第3回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今月は、参議院議員通常選挙の論戦が始まりましたが、結果は御承知のとおり、国政に一定の国民の判断が下されたわけでございますが、今後の法案審議等に影響が出ないか等のマスコミ論評もなされており、地方行政にも少なからず影響があるものと思っております。

景気状況も上向きの状況でありつつも、いま一つ停滞気味で、国の強いリーダーシップが求められるところでございますが、今後の施策展開を見守らざるを得ないと思っております。国の施策の一つとして緊急雇用対策事業がありますが、このほど県に申請していた事業が認可されましたので、今回、補正予算に計上させていただいております。このように国の施策を最大限活用しながら、この地域の活性化を図るとともに市行政の充実も図っていきたく考えてい

るところでございますので、議員各位にあっても、情報の提供や提案等、積極的な御指導をお願い申し上げたいと思います。

さて、今回、上程いたしました議案は、工事請負契約締結に関するものが1件と一般会計補正予算（第2号）の計2件であります。

それでは、その提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第45号瑞穂市立巢南中学校特別教室棟増築（建築）工事請負契約の締結についてであります。

巢南中学校は、生徒の増加により、現在、普通教室14教室のすべてを使用している状況で空き教室が全くなく、今後も生徒の増加が見込まれ、数年後には17から18クラスとなる見込みであります。また、特別教室も他の学校と同面積規模に拡充したく、今年度新たに特別教室棟の増築工事を実施するものでございます。この増築工事につき、分離発注工事とし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事事後審査型一般競争入札を行ったところ、建築工事について、応募7社のうち岐建株式会社最も安価な価格で落札しました。よって、本工事につき、当社と2億6,533万5,000円にて工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めます。

施設の概要は、現在の体育館の東側に建築面積950.83平方メートル、延べ床面積1,966.48平方メートル、鉄筋コンクリート3階建ての特別教室棟を建築するものであり、内容は、美術室、技術室、音楽室、理科室3教室の計6教室で、既存の体育館の2階へ渡り廊下を通じ接続するものでございます。

次に、議案第46号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回、補正をいたします予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ150億8,941万6,000円とするものでございます。

その内容は、冒頭にも触れました国の緊急雇用対策事業が原資の県事業である緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に申請していた五つの事業が決定を受けましたので、労働費にこれを予算化するものでございます。

その内容を簡潔に説明しますと、企画関係で1事業、福祉事業関係で4事業を行います。企画関係では、自治会掲示板の点検業務ということで、昨年度実施した事業に引き続きまして、自治会に設置してある掲示板の塗装や簡易修繕を行います。福祉関係では、介護保険公設事業所検討事業、高齢者等権利擁護相談事業、保育所保育料等収納支援事業、福祉施設等点検事業であります。介護保険公設事業所検討事業は、市では介護保険の事業所を公設民営で運営しておりますが、このあり方について検討を加えるデータ作成等を行う予定でございまして、高齢者等権利擁護相談事業は、高齢者の身元引き受けや財産分与の問題が社会問題化する現状を踏まえ、高齢者の権利擁護の諸制度、例えば成年後見制度等窓口相談に備えたスタッフを置

くもので、こうした問題が顕在化する前に対応していこうというものでございます。

次に、保育所保育料等収納支援事業については、保育料の徴収率向上につなげるために、現在あるシステムを充実させる作業を行います。福祉施設等点検事業については、保育所施設を中心に市の施設の簡易修繕を行うものでございます。

次に、これ以外の補正では、人事異動に伴う人件費の組み替え、固定資産評価審査委員会委員報酬及び男女共同参画推進審議会委員の報酬を計上しております。人事異動は、監査委員事務局の独立化に伴いまして職員を配置する関係で、人件費について補正をさせていただきました。男女共同参画推進審議会の委員報酬の増額については、3月に市民参加のもと、瑞穂市男女共同参画基本計画を策定いたしました。その報告を同審議会より受けた際、ぜひ条例の制定もお願いしたいとの附帯意見がございました。計画策定は県下21市の中でもおくれで策定しましたが、条例については、県下でもまだ未整備の市町村が多い中、本事業を推進するに当たり、基本となりますことから、この要望に沿うこととして、現在既に条例策定の審議をいただいております。できれば今年度にも議会に上程ができるよう事務を進めてまいります。委員の報酬について4回分ほど増額していただきたく予算計上いたしましたので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

次に歳入でございますが、緊急雇用関係の県補助金が100%補助で646万9,000円計上しました。他の歳出増分として、財政調整基金繰入金を48万4,000円計上いたしました。

以上、提出議案について概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時31分

再開 午前10時21分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第45号及び議案第46号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第45号、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第45号瑞穂市立巢南中学校特別教室棟増築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案につきましては、7社が入札に参加をして、1回の入札で岐建が2億5,270万で落札しております。落札率は98.33%、岐建1社だけが予定価格を下回っている、こういう実態でございます。

そこで、まずお聞きをいたしますけれども、当初の巢南中学校特別教室棟の施工業者はどこ
の会社であったか、そのことをまずお聞きしておきたいと思えます。

以下、自席から質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 巢南中学校の特別教室棟ではなしに、本校舎の方ですね。これにつ
きましては、宇佐美組と記憶をいたしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 宇佐美組ということで、これが岐建であれば、ちょっとまた言おうと思
っておったんですけど、宇佐美組ということで承りました。

次にお聞きいたしますけれども、予定価格は、いつ、だれが、どこで決めているんでしょ
うか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 予定価格につきましては、開札、または入札するその朝でございま
すが、仕様書等を精査しがてら決めております。以上でございます。

だれがということでございますが、市長が決められております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 開札の朝に市長が決めるということであります。前の松野幸信市長のと
きには、当日、30分ぐらい前に自分で決めるという答弁をされておりましたけれども、今は堀
市長が決めるということで承っておきたいと思えます。

それで、平成9年9月定例議会におきまして、松野幸信前市長は、私の質問に対して次のよ
うに答弁をしております。どう言っておるかといいますと、「予定価格に近い数字を業者が出
してきているという話だが、これは相当の積算能力を持っておる企業であれば、見事にはじく
ということだけは申し上げておくと。役所の積算単価なんかは、一応極秘ということになっ
ているが、すべてわかっている。ですから、積算単価は1,000分の1ぐらいの誤差でつかむこと

ができる」、こういうふうに答弁をされております。1,000分の1の誤差でつかむことができると断言をされているわけであります。松野幸信前市長は、業界の内容に極めて精通をされた方でありますから、我々素人がそういうことを聞けば、あっ、そういうことかなと。それぐらい確率の高いもんかなというふうに当時は勉強をさせていただいたところでございます。

それで、今回の工事と比較をいたしますと、設計金額2億9,784万7,000円から13.72%歩切りをしております。それで、予定価格を2億5,700万と設定しております。

そこで質問をしようと思っていたんですけども、この間の建設工事の歩切り率がどうなっているか。それを把握する必要があるだろうというふうで教育次長の方に申し上げておいたんですが、先ほどその一覧表が手に届きました。それを見てみると、低いところで59.3%から、高いところで98.8%の落札率ということになっております。前にも質問したことがありますけれども、大日本土木が68.1%で穂積中学校の校舎の改築工事をやって、これは低いんじゃないかということで質問させていただいた経緯があるかと思うんですね。そのときに豊田副市長は、設計事務所、そして業者、二つを呼んで事情聴取をしたところ、それでも赤字にはならないということをおっしゃっております。こういう答弁をされたのは記憶に残っておるというふうに思うわけでありますけれども、いずれにいたしましても、98.33%というのは、どういうふうに執行部は認識をされているのか、落札率自体が。まず、この認識についてお聞きをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今、私になりましてから、すべてこういったものをオープンに皆さんに情報公開をいたしております。設計金額、予定価格、先ほども説明しまして、調査基準価格、失格判断基準もきちっと決めさせていただいておりますが、過去の私以前のときの予定価格は、設計価格に対しまして、大体98から95ぐらいであったと思います。御調査いただければわかります。私の場合は、設計金額に対しまして、先ほどもありましたように八十何%、設計がどのように積算されておるかという、大体物価版の60%とか50%、40%ぐらいで積算がされておる。それが設計金額になっておりますが、私の方は、それから十何%切らせていただいております。私としては、内心、価格を決めるのに本当にこれで落ちるかなと心配をするくらい、ちょっと厳しくやっております、はっきり申し上げまして。本当にその中でできまして、ほっとしておるところでございます。過去の入札とは全然予定価格の設定が、はっきり申し上げまして、過去を調査していただければわかりますが、大体設計の98か95ぐらいで予定価格が決められておるわけです。ところが私の場合は、八十何%にしております。それは、先ほど言いましたが、設計をしております物価版に対して、どのくらいにしておるか。そういうことも調査しながら、さらにこのくらいならできる。実は、そこまで思い切ってこの予定価格を決めておるところでございます。

予定価格に対する落札価格は九十何%ですけれども、設計価格からぼっていただきましたら、相当低い、他の市町と比較していただいてもうんと低いと思いますので、そういう調査もしていただきたいと思います。

それで、私は自信を持って入札執行いたしておりますので、そのことだけ申し上げて答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、市長の方から設計金額に対する落札額の比率も調査をしてほしいということをおっしゃられたんですけれども、そういうことも毎回調査をしておるんですね。今回の場合を言えば、落札した岐建については84.84%、これで、いわゆる15.16%切っておるんですね。設計金額から下げて入札しておる。西濃建設については88.97%ですから11.03ですね。上村建設は88.30、これは11.70です。高垣組が98.03ですから1.97、あと宇佐美組が91.66で8.34ですね。大橋組が97.37で2.63、高垣組が98.03で1.97、鷺見建設工業が100.05ということと設計金額を上回っておるということなんですね。ですから、そういうのを分析してみると、先ほどの松野幸信前市長が言っておられた観点からいくと、大体設計金額は同じなはずなんです、ソフトでやれば。あとは、どれだけ歩切るかというところで差が開くなら開くということだと思っんですね。

それで、この間のやつを先ほど申し上げましたけれども、60%台、あるいは50%台から90%まで、箱物の対象によって違いが出ているわけでありましてけれども、総じて、好況のときも不況のときも設計金額の選定自体、そして予定価格の基準やその方法の変更がない限り一緒だということなんですね。それで、大体今回98.33%、設計金額に対する落札額の比率の84.84%ありますけど、これは、後でまたこの関係については、今後どうしていくかということについて質問いたしますけれども、とりあえず今までのずうっとした流れの中から98.33%というのは、実際問題はやっぱり高いと思います。これからどうするかという問題はまた別として、今までの流れの中で、基準とか方法というものを変更していないという前提に立ってこの落札率を見れば高いと私は思っんですね。ましてや岐建1社だけが予定価格を下回っておる。あとはみんな超えているということとか、もっと関連して言えば、きょういただいております機械設備等の入札結果を見ても、落札者が不二産業で4,400万円、これは予定価格の4,400万円とどんぴしゃの100%なわけですよ。それで、あとは大体500万円ぐらい、それから上のところ全部、予定価格を下回っているのは不二産業だけなんですよ、これもね。ほかのところは4,970とか4,980とか4,950とか、4,980が二つあるとか、本当に数十万単位で、ここはちゃんとこういうふうにやっておるわけですね。だから、こういうのを全体的に見てみると、もちろん確証はないですよ。確証がないから何をやってもいいんじゃないなくて、それをチェックするのが我々の役

割ですから、極めて不自然なところがあれば、そこはやはりチェックをする。

そういう意味で関連してお聞きをしたいんですけども、工事内訳書のチェックといいますか、こういうものが大事になってくと思うんですけども、工事内訳書の内容、様式、つまり今言ったような不自然な入札結果があったときに、それをチェックする武器として工事内訳書というものの位置が大事になってくる。しかし、問題はその内容が極めて形式的な各社の数字を並べただけ程度であるとすれば、それは実効的にチェックを担保するということにはならないですね。ですから、その様式、内容というのはどうなっていますか、書類があったら、その中身を読んでください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 工事内訳書の書式という意味の御質問でございますか。

今回、契約をしますときには、当然そのものを出していただくことになっておりまして、先ほどもありましたように、低入札価格に該当する部分については特に内訳書を提出していただいて、その価格がどのように算出されておるかということを出していただいて、そこで、業者とどういうふうな積算でやっておられますかということも低入札の件についての審査会では十分その辺をやっておるのが現状でございます。そういった意味では、内訳書がないと審査もできませんので、それについては十分出していただくように今やっている段階でございます。今回の低入札については、もう既にその段階は終わったというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） きちっと審議をしたということですけど、私が聞いたのは、工事内訳書の内容が、実質的にチェックできる、担保できるような内容になっているかどうかということ聞いた。やりましたという格好で、するっと前に話を進めちゃだめなんです。こっちが一番聞きたいところを、だから、もしその様式があれば、その中身を読んで、議事録に残るように、5年たっても10年たっても自分の答弁に責任が持てるように、ちゃんとしておかなきゃいけない。住民に対する説明責任を果たさなきゃいけない、自分の職名をかけて。そういう意味で言っている。だから、そこはどうですか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 書式の様式でございますけれども、これについては、設計のものを設計の当初にやります、いわゆる金抜きになりますけれども、設計金額の金額はありませんけれども、設計の項目どおりの内容について、金入りで内訳書をいただくということになっております。この分については、それぞれ設計の金額と設計見積書をいただきます金額と照合するというところで中の審査をしておるのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は前に1回、見せていただいたことがあると記憶しておりますけれども、あっ、これではだめだなと。これではわからんわと、はっきり言って。というふうに思ったのが実情なんです、中身からすると。だから、それとまた別に詳細なものがあるならばあれですけれども、ほかのインターネットでは、いろんな工事の内訳書というものが出ております。内容が細かく出ておりますね。それを見ると、入札のときに添付をする工事内訳書よりも詳細ではないかというふうに思っておりますので、その線をちょっとまたこの後に具体的にもう少し詳細に詰めていきたいと思うんですけれども、いずれにしても、私が思うにはそういう不自然なところがあるというふうに私は思っておりますので、やはり契約を留保してでも、7社の工事積算の内訳の詳細について、一社一社しっかりとチェックをする。そして問題がないということであるならば契約をするというふうにしていくべきではないか。それぐらいの用心深さが必要ではないか。これは、このことだけじゃなくて、すべての入札に対する行政と業者との関係を律することになる、行政の構えが問題になってくると思うんですね。ですから、あえてそのことを強調しておきたいと思っておりますけれども、そういうことをやるつもりは全くありませんか。やる必要を感じませんか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 工事費の内訳書の明細の提出につきましては、それぞれ事案ごとに必要性を見計らった中で行う部分もございます。例えば低入札がありましたとか、あるいは談合情報がありましたとか、いろんなことの件につきましては、それぞれの積算明細は当然提出をさせていただいて、チェックをしておるところもございます。そういった意味では、設計の金額の項目、積算明細でございますが、それについてどのように積算をしたかというところの明細書を提出していただいておりますのが現状でございます。そういった意味では、まだまだ明細の中に細かく、例えば話をしますと、ボールペンですと、ボールペンの芯が幾らで、ボールペンのカバーが幾らで、ボールペンの云々が幾らというような積算をもらうのは、何か問題があった場合、その分についてどのように積算したかということは提出を依頼することでございますが、ボールペンというのは、大体100円なら100円という金額が定まっておれば、その分についての詳細は何か事があれば、またその部分については依頼をして提出を求めるということもあろうかというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 要は、積算内訳をどの程度のものにするかを含めて、現在の工事内訳書の内容について再検討をしてはどうかということをおっしゃるんですよ。その結論はまた別と

して、プロセスとしてそういう問題意識を持って対応するということが極めて大事じゃないかと言っている。そこはどうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 内容につきましては、設計業者、これは設監の業者でございますけれども、とりあえず設計の業者がどのようにして設計をしたか。それに基づいてどのようにして応札をしたか。その中の内容がどのように積算をしたかということでございますので、設計をまず基準にした中での工事内訳書を提出するのが原則というふうに思っています。その様式につきましては、それぞれ設計業者によって詳細の部分も出てきますが、通常は、例えばコンクリートの、先ほど言いましたように、二次製品がU字工の30センチの型厚の1メートル物が幾らというふうな市場価格が出ておる分については当然その価格でいきますし、その価格については常識の範囲内の価格の云々というふうに見ております。ただ、特殊なものにつきましては、例えば電気の配管ではなくて、配線のボックスのいろいろなものがございます。そういったものについては、どういうリレーカッターが中に入って、どのように電源がスタートして、どのように切れていくのかとか、そういった配線のルートにつきましては、それぞれの機器についてどのような機器が使っているかというのは当然提出をいただく場合もあるかというふうに思います。そういった意味では、特殊性を持ってあるものか、あるいは特殊性ではないのかというような判断も踏まえた中で、内訳書は当然変わってくるものというふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もっと業者に対する緊張感というものをしっかり持たなきゃいけないと思うんですよ。先ほど申し上げた機械設備の問題についても入札業者11社、その中で、不二産業が予定価格の4,400万ぴたり、あとは全部10社が予定価格を超えている。普通考えれば、こんな確率は、普通の一般人の常識を持ってすれば、やっぱりクエスチョンですよ。どうなっておるんやろな。だから、この素朴などうなっているんやろなという疑惑を、疑念をただすための装置というものをしっかりやるということ。そのことが大事だと思うんですね。ですが、ちょっと副市長の答弁は、今の問題だけじゃないけど、いつでも言ったように言わないような、極めて枠が抽象的なんです。というふうに私は思う。

さっき、ちょっと後に回しますという話をしたことに関連するんですけども、去年の4月3日に国土交通省は、各都道府県知事あてに「公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善について」との文書を送付していますね。8項目の措置を要請しておりますけれども、その3番目にこういうことを書いている。いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むことと書いてあるんですね。ですから、公契約条例についても話をしましたけれども、この不況の中でダンピング受注というものが行われている。その結果、下請業者へのしわ寄せ、それ

から現場労働者の賃金や労働条件の際限なき切り下げ、元請だけは、先ほどの大日本土木じゃないけれども、瑞穂市の場合、設計金額からすればもっと下がるんだけれども、予定価格で六十何%でやっても赤字にはならないと。下請と、そこで働く人たちがしわ寄せで苦しい状況に追い込まれる、こういうことですね。それから、手抜きによる欠陥構造物づくりにつながってくる。それをシャットアウトするということで公契約の問題も提起をしているわけですけども、いずれにいたしましても、今申し上げた国交省の8項目の中の3番目ですね、これについては、どういうふうに認識をしているのか。それと、先ほどの市長の答弁にも関連しますけれども、県内各団体の設計金額の予定価格との関係、つまり今申し上げておる歩切りの問題、これはどうなっているか。県内の各団体の状況、これを教えてください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 西岡議員に、今の国土交通事務次官の通達の文書の中の3番目の何と言われましたか、ちょっと再度確認をしたいんですが、どこに書いてありますか、その部分は。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善について、09年4月3日、国土交通省で、記として1. 公正な競争の中で企業体質を向上・強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進させることが重要であり、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等必要な条件整備を適切に講じること。2. 予定価格の事前公表の取りやめなどについては、（公共工事の入札及び契約の適正化の推進について）、（平成20年12月22日付）で要請したところであるが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ適切に対応すること。3. いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。予定価格の作成に当たっては、機材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ見積もりを活用した積算方式の活用を努めること。また、現場条件等の変更に対しても適切に契約変更を行うこと。4. 適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、国土交通省において、今年度から低入札価格調査基準価格をさらに見直したことを踏まえ、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。5. 総合評価方式の導入拡大に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して、着実にその拡大に努めること云々とあと書いておるんですけど、その、今言った1、2、3のところ、今こういうことが書かれておる。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 今の通達というのは、何年の分でしょうか。

4番（西岡一成君） 9年4月です。

副市長（豊田正利君） ちょっと前の分なんですネ。

今出ておりますのは、平成22年4月1日付で国土交通事務次官通達の通達ではございませんが、事業の執行についてということで特段の配慮をされたく通達すると、こういって文書が来ている部分でございます。それを見ておきますと、先ほど言われました部分を類推して、ここの通達のところに合わせてみますと、設計、積算の適切な実施というところでございます。イとロと書いてございます。イのところを読んでみますと、建設資材等の設計単価については、施工区域、地域の実情に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすること。なお、予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積もりを活用するなどにより積算し、その結果を尊重し、適正に決定するとともに、厳正な管理に努めること。さらに、設計書、金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りについては厳に慎むことと、こういってされております。それから、施工条件は、設計図書等を明示し、明示された条件に変更が生じた場合、または設計図書に明示されない施工条件について予期することのできない特別な状況の事実を発見した場合には、設計変更など適切な対応に努めるということになっております。

それから、ここには工事契約の適切な実施ということでございます。これは、国の調達の関係があるわけでございますけれども、入札契約に係る情報については、入札契約適正化法等に基づき適切に公表すること。また、政府調達協定の適用を受けるということですが、これは当市には該当しませんので除きます。工事の発注に当たっては、品格法に基づいて価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約を行うため、技術的能力の審査により、適切な競争参加の選定を行うとともに、対象工事の特性を踏まえつつ、総合評価方式を積極的に活用すること。特に国庫補助の対象については、規模及び重要性が公共工事の中でも大きく、品格法に基づいて重要であることをかんがみ、交付決定時には、その品格法の遵守についての条件を付するなど適切に処理されたいという通知も来ております。

それから、ここの中に、ダンピング受注は工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念されることから、その排除の徹底を図ること。いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保の下請業者へのしわ寄せの排除等の対策についてという通達が18年に来ております。

それから、公共調達に係る電子入札について、その適切な実施に努めることというようなことも書かれてございます。

大きく分けまして、先ほど言いました公共工事の施行方針とか、あるいは入札・契約等の適正な執行と、それから4番目には、監督検査の実施に対して適切な実施を行いなさいということで、施工プロセスを交えた検査を行うようにということもございます。それから、5番目として、建設産業の健全な発達ということで、中間前払金とか、労働時間の云々というような指

導もしなさいということも書いてございます。大きく、その3点目の中には、中小企業業者への受注機会の確保等というところもでございます。これにつきましては、事業の効率的な実施等に配慮しつつ、中小建設業者、中小企業基本法という法律がございしますが、その中堅建設業者の受注機会が確保されるよう、上位等級工事への参入の拡大、コスト縮減の要請や市場における競争が確保される範囲内で可能な限り分離・分割発注の推進、経常建設共同企業体の適正な活用を図ることというような内容の通達も来ております。そこにはまだまだありますけれども、最後には安全対策とか環境施設の推進というような通達も来ております。当市におきましては、こういった通達を見て、事業の推進がうまくできますように検討しがてら進めておるところでございます。

通達につきましては以上の内容になっておるかと思いますが、後ほど必要があればコピーしてお渡ししたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 事務次官通達等をみる報告していただいたわけでありましてけれども、中でもことし4月の通達の内容についても、先ほど申し上げた去年4月の通達の内容と重ねてみると、再び歩切りの問題についても厳に慎むべきと、こういうふうに書いておるんですね。追い打ちをかけているんですよ。1回で済んだからまあいいじゃなくて、去年もことしもそれを言っている。つまり安ければ安いほどいいという問題ではないですね。やはり安全、品質、こういうことが大事です。業者の適正なもうけ、さらには労働者の適正な労働条件、こういうものを担保しなきゃいけないというふうなことを踏まえて、高過ぎてもいけない。談合によって、価格のつり上げもよくない。この両方をレンズを引いて、しっかりチェックをしなきゃいけないというのが行政、あるいは我々自身の任務であろうと思うんですね。そういう立場で申し上げておるわけです。ですから、今後、今の歩切りの問題についてはどうするんですかと聞いておる。

議長（小川勝範君） 副市長。

副市長（豊田正利君） 先ほども通達の中にございましたように、歩切りについては厳に慎むことということの表現の前段に、建設資材等の設計単価については、施工地域の実情に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすることということの前置きでございます。そういった意味を踏まえた中で価格というのが上がるものがございます。例えば東京都における生コンクリートの1立米当たりの単価と、岐阜市における生コンクリートの1立米の単価というのは当然違っております。そういった意味で、それぞれの地域に合った価格が設計の中に入っていきべきだというふうに思います。そういった意味では、この地域における最も安い価格帯をそれぞれの中で設計金額に反映すべきだというふうに思っております。そういった意味で、

単価というのは、それぞれその地域における低い価格をもって積み上げていくものだというふうに思います。そういった意味で、コンクリートとか、そういった二次製品的なものについては、当然価格というのは変動いたしますので、経済の動きとか、そういったもので価格というのは当然変動していくものだと思います。その価格というのは、需要と供給のバランスの中で動くものだというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 答弁がずれておる。そういうことを聞いている。その地域その地域の実勢価格があるだろう。それを調査・研究することは大事だろうと。それを踏まえた上で歩切りをどうするかと聞いている。踏まえた上で出てきた。それをさらに十何%歩切るということについて、今後はどういう方針を出すかということ聞いておる。そのことは全然答えていない。

議長（小川勝範君） 副市長。

副市長（豊田正利君） その辺につきましては、今後の経済情勢とか価格とか、そういったもののバランスを見がてら、どのようになるかというのは今後推測で言うしかございませんので、来年の何月の予定の分についてはどうするという表現はしにくいのではないかなというふうに思いますが、この辺の歩切りについては、十分業者との価格、あるいは生産価格とのバランスを見がてらの中の単価設定というふうに思います。これがいわゆる適正な価格、需要と供給のバランスの中でどう設定していくかというのが課題になりますので、常にこの価格については、当然それぞれの時点時点で考えるべきだというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 全然わからんですね。

設計金額イコール予定価格とするのか、設計金額から、要するに歩切りをして減額をするのか、そのパーセントはその事案ごとに考えるとするのか。だから、さっき質問したでしょう。県下の他の団体は、歩切りはどうなっているかということ聞いたでしょう、その答弁はないけれども。それを踏まえた上で我が瑞穂市の予定価格の設定の仕方と比較・分析をするということで質問をしておる。それを出してください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 歩切りの話ですけれども、この部分については設計金額イコール予定価格という発想では今考えていませんので、当然設計金額というのは、入札する以前に価格を設定されるというふうに思います。そういった意味で、入札する寸前までの価格の変動というのは当然変わってくるわけでございます。そういった意味で、今回の経済情勢を見ますと、デフレデフレデフレということで来ております。先ほども、価格の話をししますと、例えば鉄骨

が、トン幾らしておったものが、ここ最近どんと落ちていますよとか、逆に上がっていますよというようなこともございます。

それから、大きな建物の今回のものと、生コンが大量に必要でございますが、生コンは どういうふうに動いておるかというようなことでございます。そういった資材・資材の動向が それぞれの価格の中で設計金額との差額が出てくるということはやむを得ないのではないかと いうふうに思います。ただ、先ほど西岡議員が言われたように、どのぐらいの幅が出てくるか というのは経済の動きによって当然変わってくるのではないかとというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ちょっとすれ違っておるんですけども、実勢を反映した価格を積算して、そして設計金額をつくればいいんじゃないですか。そういうことを国交省は通達を繰り返 し出しながら要請をしておるんじゃないですか。あくまでも国土交通省が言っているのは、設 計金額から一定の割合を不当に減額するということは断じてやってはいかんということと言っ ておる。けれども、今の場合だと、設計金額がまた別に状況を反映して、何割か削るかどうか は別として歩切りをするんだと。だから、歩切りそのもの自体認めることになる、それは。だ から、そこら辺の話聞いておる。

議長（小川勝範君） 副市長。

副市長（豊田正利君） 価格の設定というのが、いつの時点でとらえるのかというのが問題が ある。例えば今年度ですと、4月1日の時点での物価版をもって価格を設定していく、積算を していくというのも設計の一つのあり方です。

それから、それ以降に調査を常に常に毎月毎月、価格を変動する部分をとらえて設計してい くというのも一つの方法でございます。そういった意味の積算の単価のあり方から、積算が最 も市場価格に近ければ、その価格をもって予定価格ということになるとは思いますが、その市場 価格とのバランスの積算の時点とのバランスの中でどのように動いておったかというところが、 価格差の部分が出てくるというふうに思います。この分については、いわゆる歩切りというよ うな名前になるかと思いますが、その価格については、常に動いておるような状況でござい ますので、それに合わせて設定をすべきであるというふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） いずれにしましても、この国交省の文書の3番目の、いわゆる「歩切り による予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと」というのは、今副市長が答弁していること との中身で言えば、これはどういう意味なんですか。副市長の答弁している設計金額をつくら せて、その時々の実勢、情勢を把握して何%か切っちゃうと。それはいいんだと。それは歩切り

ではないと言っておるのか、それは歩切りだけど、国交省が言っている歩切りの範囲に当たらない範囲の歩切りなんだと言っておるのか。先ほど申し上げたけれども、設計金額そのもの自体をそれぞれの実勢を反映したものに調査・研究をして設定すれば、歩切りはしなくてもいいんじゃないかという話もさっきしたんだけど、そこら辺のところがよくわからない。答弁を聞いていて、国交省が書いているのは、日本語を普通に読むと、厳に慎むことと書いているから、そうすると、設計金額そのもの自体の算定をもっといろんな調査をして、ほかの県、あるいは類似の県、産業構造も似ている、人口も似ているとかやりながら、とにかくはじきなさいと、実態に合ったように、地域に合ったように。そしたら、それはそれだと。さらに、それから減額をすると。それも一律に5%とか10%というやり方は、やっぱりすべきことではないんじゃないと。

もっと言うと、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格についても、今現行のうちのやっ
ていることと比較・検討して、さらに調査・研究をする課題があるというふうに私は思ってお
る。これでよしとして思考を停止しておるんじゃないでなくて、こういう通達の流れを踏まえながら
業者や置かれている労働者の実態を考えるならば、もっと考えなきゃいけないと思うだね。だ
から、そういうことを総体的に考えたときの今の通知ですから、解釈をきちっと統一しておか
ないと、まちまちの受けとめ方をすることでは混乱すると思うんですね。ですから聞いて
おる。そのためには、何回も言うけれども、他団体の歩切りの実態はどうなっているんだと
いうことを聞いている。それを調べて出してほしいの。今出せないんだったら、今ここで資料
を持っていないんだったら、それは時間がないから、後でそれを教えてほしい、ぜひ。

議長（小川勝範君） 副市長。

副市長（豊田正利君） 設計金額の歩切りの云々の話でございますが、設計金額の一部を正当
な理由なく控除する、いわゆる歩切り、「正当な理由なく」というところでございますので、
そういったことがないように努めなさいということの通達でございます。

それから、先ほど言われました他市の状況でございますが、設計金額と予定価格が公表され
ておるところは、もう既にインターネットでわかると思うんです。この部分については、わか
る範囲内でもし必要があれば、私の方でもインターネットで出して、どうなっているかとい
うのは表にしたいと思います。必要があれば、そのような岐阜県の云々の指定、あるいはどこが
というのがあれば、そのように調査をしてみたいというふうに思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

工期が議決の日から3月11日までとなっております。来年の3月末に向けては竣工式がある

と思うんですが、ぜひでき上がった段階で市民にも一般公開をするという計画をしていただきたいと思います。理由を申し上げますと、穂積中学校の大きい校舎ができたときに新聞記事になったわけですね、竣工式がありましたので。複数の市民の方から見てみたいと。特に瑞穂市では一番大きい太陽光のパネルとか、装置ですね。ああいうものも見てみたいと。自分たちの税金でつくったものだしという声もありました。

たしか教育委員会だったと思いますが、その意向を伝えましたら、公開しておりませんという返事でしたが、こういうのを木で鼻をくくったというんじゃないですかね。つまり市民に公開しておりませんというのは、予定をしていなかった。それはたしか4月に入ってからだったと思うんですが、もう既に子供たちが使っているから公開しないと。日曜日なんかできると思うんですけど、そういうことだったと思います。今後どうするかというお返事もそのときにお聞きしておりません。

理由をもう一回まとめますと、市民の税金でつくったものであり、それから、市の教育行政、公共施設に対する関心をきちんと説明責任と同時に市民の皆さんに関心を寄せていただける。それから、ふだん学校の中を見たいと思っている保護者でない人が、学校の近辺なんかでも、新しい学校ができたから見たいわと思っても、それは許可しないそうですね。ということで、これは学校に限りませんが、新しい公共施設ができたときは一般市民に公開するという日を設けてもいいのではないかと思います。今後そのような予定を組んでいただけるでしょうか。以上でございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 一度検討をさせていただきます。お願いします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

この45号議案について、いろいろ角度を変えながらお尋ねをさせていただきます。

まず、総合発注と分離発注のメリット、デメリットもあるということも執行部から聞きました。そのとおりだろうと思います。今までは、多くは総合発注、分離発注は少なかったわけですが、今回は分離発注ということで発注されまして、本体工事は7社で岐建さんが落札された。先ほど西岡議員も言っておられるように98.33%、それから設備については11社で不二産業が入札予定価格と落札価格がどんぴしゃりと、100%ですね。それから、電気工事につきましては9社で川田電気工務店が一番安い価格で落としたということでございます。

そこでまず、本体工事についてお尋ねいたします。

本体工事の落札者は岐建さんですね。この業者は、市民センターの工事についていろいろ問

題があったと。これは、私が申し上げるまでもなく、旧穂積町時代からいろいろ追加補正で修繕を多くしたことは、皆さん御承知のとおりであります。こういう疑念のある業者にどのようにして選定委員会で検討されたかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

それから、この7社についての選定委員会での議論はどのようになされたか。具体的に申し上げれば、Aランク、Bランク、Cランクと、いわゆる企業の規模、内容、その仕事にたえ得るかどうかという角度からなされたと思いますが、この中にAランクもBランクもCランクも入っているかどうかと。その辺をしっかりと御答弁させていただきたいと思います。

それから、設備につきましては、予定価格と落札金額が4,400万でぴったりだと、このことについて執行部は何も思わんのかと。なるほどすばらしい金額を業者は落札したということであつぱれだと思っておられるのか。それとも、ちょっと中身を検討しないかんということで検討された経緯があるかどうか、まずお尋ねします。

それから、順次自席でお尋ねさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 本体工事につきましては、一般競争入札で実施しておりますので、それぞれ入札の公告の場合に条件をつけております。今回につきましては、建築につきましては、経営審査の点数で800点以上、かつ瑞穂市に本店、支店、営業所を有すること。そして1,000点以上の場合で県内に本店を有しているということでございますので、市内をできるだけ優先したいという意向はありますが、建築業につきましては、そんなに大きなところはございません。そして、過去につきましては、平成12年度以降、国、地方公共団体で同種の工事を実施している者。そして一般建築施行等の技術士、建築士等の資格を有しておるということで、本工事に配属をするということなどの条件をつけて入札を実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 落札価格でございますけれども、4,400万云々ということでございますが、4,400万の感想、多分どういうふうに思っておられるかということだと思っておりますけれども、特別にどうのこうのというふうには私は思っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） まず、総務部長にお尋ねをさせていただきます。

点数が800点以上で、瑞穂市に営業所がある者という御答弁でしたが、私は、そのことをずばり聞いておるんではございません。AランクかBランクかCランクか、この規模にたえ得る資質、規模、内容の点数ももちろんあると思いますが、A・B・Cランクでお答えをいただきたいと思います。

まず、早瀬部長からお尋ねします。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちょっと今、その価格表を持っておりませんが、基本的にはAランクに入っておるはずです。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 鷺見建設工業瑞穂支店、この会社の本社はどこにあるんですか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 北方町だと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 北方町に本社があると思います。この鷺見建設工業の事業内容、規模、かつまたいつごろ設立されて、どのような経緯で現在に至っておるかということを私は当然審査の中身に入っておると思いますが、私はこんだけの規模の新築にたえ得るかについての問題があると。私の市場調査によるとですよ。それを乗り越えるだけの審査をして指名されたということであるわけですが、具体的にきちっと御答弁ください。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもとしましては、今回、公告したものについての条件について事後の調査で審査した結果ということで大丈夫だということをおっしゃっていただけますけれども、たしか北方町さん等でもそうした工事をやっておられると思っておりますので、今回は1事業者として入っておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 鷺見建設工業さんの瑞穂市の仕事とのかかわり合いですね、何年前からどのように瑞穂市との仕事のかかわりがあったのか、経緯をお聞きします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 内容的には、私はよく存じておりません。

今回のこの部分につきましての内容の企業としての話は、早瀬の方から話がありましたように、800点以上という点数の中での参加というふうになっておりますので、その800点をクリアした会社であるということは確かであるというふうに思いますが、過去はどういうふうとか、瑞穂市とのかかわりはどうだとかというようなことまでの詳細なことについては、私はよく理解しておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今、指名委員長の副市長がそんな内容は十分掌握していないと。これだけの瑞穂市の公共事業の発注に対して、この指名委員会の責任者、委員長がきちっと内容の掌握をせずして、私の方がある程度掌握しているんですよ。私の方が掌握しておって、あなたが私以上に掌握していなきゃいかんわけでしょう。私が言っておるんじゃないですよ。市民のいろいろな声を網羅しながら私は指名の仕方に疑問点があると。それを申し上げておるんですから。指名委員長は、私の数倍の権限を持っているわけでしょう。権限を持っている人が私の質問に対して明快に答えられないということはどういうことなんですか。きちっと教えてください。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、いろいろ御質問をいただいておりますが、実は、この工事の入札に関係しましては一般競争入札でございます、点数によって、大体この岐阜地域、西濃を含めまして20社ぐらいあると思います。私どもが指名をしたわけございません。点数の800点以上の人はどうぞ入札してくださいよと。これは一般競争でございますので、どこどこという指名はしておりませんけれども、点数でこれ以上のところでございますので、指名競争入札と違います。一般競争入札でございますので、私はもっとたくさんあると思っていたのが、こんなに入札の数が少なくてびっくりしたところでございます。そういうところでございますので、御理解をいただきますよう、県の方で評価しております点数で、800点以上ということでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今、市長も、一般競争入札であるので点数で公示をして、点数になった人はこれだけ入ったと。だから、あとは内容については現に掌握していないと。だから、点数がクリアされれば一般競争入札なら全部受け付けをやると。そうであるならば、この業者が今回落札しなかったから、私は今のところ大きく取り上げておりませんけれども、落札をしておいた場合は、私は私なりに内容を網羅しながら掌握しておりますので問題はないとは申し上げません。だから聞いておるんです。一般競争入札だから、点数がクリアされればどこでも入ってくると、それは一般例でしょう。どこでも入ってきて、社会的にあまり適していない業者でもみんな入ってしまうと、それでもいいんだと。あえて言うなら、そういうことなんだろうかと、堀市長、御答弁ください。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今も申し上げましたように、どこが入ってくるか、これはもちろん岐阜地域、西濃地域を含めまして800点、もちろん飛騨とかあまり遠いところはあれということで

しておると思いますが、その中でございまして、そこの中で県がそれだけ評価しておるところでしたら、私どもは拒むわけにいきません。そういうところでございます。私どもが点をつけておるわけでございます。やはり正規のそういったところが評価をしておるところでございますので、それを私どもが何をするんだと、そこまでは私どもは言えんところでございます、その点は御理解いただきますように、それではどこを信用したらいいかということになるわけでございます。どうかひとつその点は御理解いただきますようお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今回、驚見建設工業は落札しておりませんので、問題提起をいたしました、それ以上のことを保留をさせていただきます。今後の推移を見ながら、しっかり見ていきたいと思っております。

それから、岐建さんにつきましては、穂積町の時代から、この地にある市民センターの新築について、その後、補正を組みながら修理費の方が当初の工事費以上にかかってしまっているわけですね。それも瑕疵期間10年ということをお前の勉強会でも担保されておるということを言われましたが、過去において私ばかりじゃなくて、穂積町時代から現在まで、議員諸公はある程度疑念を持っておられると、業者に対しての仕事ぶりについては疑念を持っておるわけだということをお言っておるだけでなく、市議会なんか皆さんは疑念を持っておられると思うんですよ。そういう業者に対して、一般競争入札でどこでも入れてしまったと。安いところで岐建さんが落札された。それについては、それ以上のことはないという認識で岐建さんに対応されておるのか、今後対応するのか、きちっと御答弁ください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 市民センターの云々という話がございました。そのところにつきましては、私なりに考えてみますと、オイルショックがあって、相当のハイパーインフレだったというふうに思います。そういった意味で価格の云々ということで、当初の価格より相当の金額が必要であったんではないかという、工事を施行するのにそんな問題があったんではないかなという方向だというふうに思います。施工体制につきましては、常日ごろから設計図書、あるいはそういったものについて十分熟知して施工される業者というふうに思っておりますので、今までの工事施行については、それぞれ十分でなかった部分もあるかと思っておりますけれども、そういうことのないように、しっかりと管理・監督、設計監理業者とあわせが管理を十分にしていきたいというふうに思います。岐建さんにつきましては、今ほづみ幼稚園も施行されておるようでございますので、今のところはうまくいっているのではないかと聞いております。そういった意味で、今後もそういう施行に対して十分たえられるような施工体制を整えていい建物をつくっていききたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思いま

す。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、その場限りの答弁、そんな答弁を求めておりません。皆さんは、市民の税で給料をもらっておられる。我々も報酬いただいております。言ったことに対しては、万が一それ相応に実行できない場合は、自分が腹を切っても責任をとると、そういう責任感の上には行政当局は答弁もしていただかなきゃいかんし、執行もしていただかなきゃいかんわけです。僕は中身の伴わないような答弁を聞こうと思っていませんから。あなたらはきちっとやっておるかもわからん。だけど、過去の人もみんなきちっとやるやるという答弁をしておるわけですよ。だから、流れていってしまうじゃないですか。流れていってしまっただけで定年になったら終わり。だれがそれを責任とるんですか。流れの答弁を僕は聞こうと思っていないんですよ。答弁に責任を持ってください。

今答弁されたことについては、議事録に載っておりますので、私が議員職をやめた後もきちっと推移を見ながら、答弁した人については、万が一答弁の内容が違った場合は責任を持っていただくつもりであります。そのつもりで私に対しては特に答弁してください。

その次、設備の方でございますが、設備は、11社競争をやって予定金額と落札金額がどんぴしゃで4,400万円と。こんなこと不思議だと思わへんと。何とも思いませんわと指名委員長は答弁されておるんだけど、そういう認識がどうかしておるんですよ。私ばかりじゃないですよ、ここに見える人みんな。こんなことおかしいんじゃないかと、神わざかと。神様、仏様に通ずる人かなこれは。何とも思わへんわと、そんなこと仕方ないわと。そんな認識で皆さんは行政をやってみえるのかなあ。もう一度答弁してください、指名委員長。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 何を持って不という条件がその前に出てくると思うんですが、契約金額について、予定金額と全く一緒の金額であったということの事実はこの表でわかるわけですが、その間に何かあったのか、たまたま偶然とか、そういうような表現になるわけでございますけれども、たまたま一緒だったのかどうかそれはわかりませんが、その辺は、何かあったかどうかというのまでは私はよくわかりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、何を言っているかということ、過去にもどんぴしゃがあったわけだ。穂積町時代に穂積中学校の北側の水道事務所のタンク、前の日まではだれだれ業者がとられるんじゃないかなと。ところが、一晩明けたら違う業者が落札された。それもどんぴしゃりと。それを、今の堀市長じゃないから、おら知らんがやと。私は、前の市長であろうと、堀市

長であろうと、市民の貴重な税金でやっているわけですから、同じ目で見えておるんです。堀市長だから100%で何をやらせても信用してしまおうと、そういう男じゃございません。あかんことはあかん、いいならいいという男ですから、あかんものはあかんですから。

瑞穂市民の税金で仕事をやっておるわけでしょう。だから、僕は不思議だと言っておるんだ。僕ばかりじゃなくて、大半の人が不思議だと思いますよ。なぜかと言ったら、開札の日に予定金額を市長室がどこかで市長と総務部長、課長、二、三人で入って、とことんまで情勢を分析しながら値段を決めるんでしょう。私の想像ではいけませんので、今、どこで、だれとだれが入って、競争入札をやる日の何時前からやって、何時にそこを出て会場へ入るのか、具体的にスケジュールを御答弁ください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えしたいと思います。

実は、この予定価格を決めるのは、本当に私も頭を痛めるところでございます。この予定価格をいつも決めさせていただいておるのは、もちろん入札のありますその午前ですね。市長室でやるわけございまして、私に、副市長、総務部長、管財情報課長、担当の係1人と、これだけで決めるわけでございます。この価格も、先ほども予定価格を決めるのに申し上げましたが、もちろん設計事務所が見積もってまいります。そのあれを見まして、結局内容を精査するわけですね、はっきり申し上げまして。それがどのくらいの、先ほども申し上げた物価版に対しまして市場の定価に対してどのくらい切っておるか。そこら辺も全部切った、はっきり申し上げますよ、設計のこれにどれだけくらい切っておるかというのを全部して積算がされております。それも見て、こういう機械設備ですと、トイレとか、そういうものの関係、それがどのくらいで入ってくるか、そこら辺のところもおおむね私も知っておるわけございませぬけれども、シビアにある程度設計しております。そこから、先ほども歩切りをという話が出ましたが、私はまだ行けるなという、もうそのままの、先ほどの設計のあれを切らんと、2%か3%も切れば予定価格から大きく開くわけです。ところが、やはり皆さんの税金でやっておるんですから、私としては少しでも安くやらせて、少しでもたくさん工事なり何なり市民の負託にこたえたい。本当のことを申し上げますけれども、ですから歩切りもさせていただきます。そういう中で決定を、特に設備の、この機械の関係は、本当のことを申し上げておきますけれども、それも切ってもらったら、落ちなんだからどうしようというわけですね、はつきり申し上げて。私はこれでできるということでしたのが偶然に一致しただけのことで、私も本当に中身を決めておるところをお話ししたら、そのくらいシビアにやらせていただいておりますよ。ですから、裏も表もありません。本当のことを申し上げます。そういう形で予定価格を決めさせてもらった。それが合っただけのことございまして、何ら何のあれもございません。そういうふうでございまして、決めるのは市町で、最終的には私が判こを押すわけ

でございますけれども、担当あたりは、先ほどのいろんなあれにしましても、落ちなんだからまた設計をやり直して、延びると工期に間に合わへんし、そうって心配しましたけど、絶対できるでいいと私は確信を持って言うておるんですけども、まあそういう形でやらせてもらっておる。

私、きょうの質問を聞いておりますと、とても工事の発注は、私としてはやりたくないです、はっきり申し上げて。一生懸命やっておるのに、これだけあれでしたら、一切工事の発注は私はやりたくない。それが私の本音でございます。そこら辺も申し上げまして、ぴたっと合ったというのは、こういうことでございますので、裏も表もございません、はっきり申し上げて。そういうふうですので、ひとつ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 堀市長は、ガラス張りで一生懸命やっておる。私も一生懸命やってみると信じておりますよ。信じておりますけれども、世の中、時折新聞報道等が出てくるがごとく、だれしものが何を言われても、私は公明正大できちっと執行していると。何もやっていませんと。だれでも言うておって、時折問題が出てくるわけでしょう。私は、瑞穂市の職員はそういうことは一切ないと思っておるけれども、一切ないと思うことと疑念を持つことは別問題ですから、私が一人で思っておるわけじゃないですよ。その日に、市長、副市長、総務部長、管財課長、担当職員が入って、いろんな角度から判断して予定金額を決める。決めた途端にすぐ入札会場に入っちゃうと。だから、漏れないということだね。その額面どおりからいくと漏れないんですよ。ところが、このどんぴしゃいくと、神わざじゃない限りはできる話じゃないんで、凡人の我々は、談合をやっておると。談合も官製談合だと、これは。これは私だけじゃないですよ。皆さんそう思うでしょう。漏れないものがぴったり合うんですから、4,400万円ですぴたっと合うんだから。こんなこと不自然で不思議で仕方がないと思っただけじゃないですか。それも副市長は、いや私は何とも思わへんと。きちっとガラス張りでやって、厳正にやっておるから、ぴったりはまっておったって何とも思っただけであらへんと。何とも思わんということが私は不思議な人だと思っただけなんです。普通は何とも思うんですよ。これは談合をやっておると。おまけに値段が漏れておると、これは。市長が漏らさなくたって、暗に漏らす方法は幾らでもあるわけですからね。だから、私は監査制度をきちっとやりなさいと。代表監査委員が3月時点で、補助金だけでも、監査委員の意を酌むような補助金の処理ではない。だから、監査事務局をしっかりと強化しなさいと言っているにもかかわらずすぐやらん。1ヵ月もあればすぐできるじゃありませんか。6月までもやっていないと。だらだらやっておる。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。議案第44号の質疑でございますので。

15番(山田隆義君) いや、それにかかわっておりますよ。

議長(小川勝範君) 44号の質問をしてください。

15番(山田隆義君) かかわっているから言っておるんですよ。

だから、私は納得できなくて、調査特別委員会を開いて徹底的にやりますか。やるんだったら、私はここでおりるよ。やらのやったら、しっかり言わせてください。

みんな仕事やる仕事やると市長は言うけれども、金がありや幾らでも仕事はやれるじゃありませんか。金の使い方が問題だと言っておるの。そこが問われているんですよ。だから、市長は時折お会いしても、私は公明正大、厳正に市長として、首長として仕事をやっていると。仕事をやっている裏担保のために、僕は、きちっと近隣になり、包括外部監査をやらないかんし、それで十分目的が達成できないとするならば、個別監査の予算も計上しているわけだから、両面でしっかりこの12月をめどに結論を出していただくことが堀市長の信任、不信任につながると言っているわけですから。それを支えて行政や執行部は議会で議決したわけだから、やるのは当たり前なんでしょう。市長は公明正大、適正にやっていると、良心の呵責したことはないと言っているんだから。だからなぜやらないのか、やらないものであれば、その職責に疑いをもちますので、責任の所在を明らかにしてほしいということを、今後やらなければやらないほど申し上げますので、頭に入れてしっかり執行をやってください。以上です。

議長(小川勝範君) 先ほど、私44号と言いましたが、大変恐れ入ります。45号でございました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。私は、反対の立場から討論を行いたいと思います。

本案につきましては、落札率が98.3%と高いです。また、分離発注にいたしました機械設備は100%で不二産業が落札、さらに一回入札で落札、しかも両方とも予定価格内、業者は1社のみ。とりわけ今山田議員も言われた機械工事においては、11社の中でその枠に入っているのは不二産業だけ。こういうこと自体は非常に不自然である。やっぱり疑念を抱かざるを得ないわけであります。どういう疑念かということ、はっきり言って談合をやったんじゃないか、こう

いう疑念を払拭できない。そういう事実であります。したがって、私は、契約を留保して7社の詳細な工事積算書をチェックし直すべきである。さらには、現行の工事内訳書を見直す方向で検討してはどうか。こういうことを提起いたしましたけれども、残念ながら、副市長はその主張について肯定的な答弁がありませんでした。先ほど、また山田議員が言っておりましたけれども、やはり行政側の談合チェック等に対する皮膚感覚ですね、問題は。この皮膚感覚がちょっとつねっても鈍い、鈍感になっている。そんなことでチェックができるんかと、このことを言いたいわけであります。

ですから、今後は最低制限価格の問題、あるいは総合評価方式の問題、つまり経営者がどういう人物であるか、どういう社会的な行為を行っておるかということも含めて考えなきゃならないし、先ほど言った、中小零細業者の共済に入っているかどうか。あるいは労働者の賃金が適正なものであるかどうか。こういうことをしっかりと評価の中に入れて入札を行っていく。こういうことが必要になってくるだろうと思います。その点につきましては、私は今後さらに検討をしていきたいというふうに思っております。したがって、そういうふうな認識である限りは、私は反対という基本的立場を明らかにしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔「休憩」の声あり〕

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時15分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これから議案第45号を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

議案第46号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）というところで、歳出のところで監査費が計上されております。それは、監査事務局の強化ということで、正職員1名増員と、おのずから人件費とそれに係る諸経費の計上がなされております。大変監査事務局の強化ということについては、私は感謝をいたすところでありますが、しかし、今後の運営の中身を注視していきたいと思います。

それで、具体的に申し上げれば、私は、この3月においても包括外部監査制度をしっかりとやいなさいと申し上げておったにもかかわらず、個別外部監査制度導入という議案が出ました。それで、それについては継続審査ということで、6月議会では個別外部監査制度も導入され、かつ包括外部監査制度もいろんな意見は出ましたけれども、最終的には賛成多数で議決をしていただきました。本当に感謝をするところでございます。

そこで申し上げます。私は包括個別外部監査制度は議会で議決しておりますので、一日も早く堀市政の総括、先ほどの議案にもいろいろ市民からも疑念があると言っているわけですから、私が疑念があると言っているだけではございませんので、市民からもそういう意見があると。あるけれども、それを堀市政は疑念は一切ないと。ガラス張りで一生懸命やっている。私もやっておられると信じております。個人的には信じておりますが、市民の声はそうではないので、しっかりと総括をやっていくために、少なくともこの12月までには、包括、かつまた個別外部監査制度をしっかりと精査して、その答えを出していただきたいと望むところでありますが、今後の包括外部監査制度、個別外部監査制度をどのように進められていかれるのか、そのめどについて具体的に御答弁をいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 外部監査につきましては、今現在、岐阜市さんとか岐阜県さんが県内ではやっておられますけれども、公認会計士協会並びに税理士協会と弁護士協会と今アポをとっております。それぞれの協会の方から監査人の推薦をいただくということで仕事を進めております。また、それぞれ推薦がございましたら、その方々の適任者を選ぶという内部での委員会を開きまして、また議決の議決をいただきたいと思っております。できることならば8月末ぐらいにはと思っておりますけれども、9月からおおむね2月までの間に外部監査をやっていただいて、3月の議会にはその概要を御報告いただけるような格好で進めておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今、担当の早瀬部長から、スケジュールについては来年の3月議会でおおむね報告ができるというお答えでございましたが、3月では堀市政の総括としては遅いん

です。市民は、堀市政に対して全幅の信頼はほど遠いと思うんです。私は信用していますよ。当然責任者としてやってきた経緯がございますので、私は信じておりますけれども、市民の声はもう一步です。議員もそのような複雑なお気持ちだろうと思います。だからゆえに、堀市政は何の曇りもない、その裏返しの担保なんですよ。そんなのりくりやるのが執行部体制ですか。早瀬部長はまだかわったばかり。担当部長には違いありませんけれども、その上司の副市長、あなたものりくり答弁するのか、ちょっと答弁してください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 今のお話を聞いていますと、包括外部監査の提出の時期の問題だというふうに思うんですが、今回の包括外部監査につきましては、地方自治法上では3月31日までだということで期間がなっております。そういった意味でございますので、3月の議会の中に報告ができるというふうになっておりますので、12月に出しなさいとか、そういう契約ではございませんので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 副市長は市長を支える唯一の女房役ですね。副市長の任期はいつまでかわかっておるんかね。3月で結論を出して、市長の女房役として、あなたは復職できるのかね。市長は、一点たりとも曇りはないと。私もそう思っておるんですよ。思っているけれども、市民の声は晴れていないんですよ。だから、私はしっかりやってくださいと。それを、なぜのりくりやるんですか。それは、支える副市長以下部長の姿ですか。だから、先ほどの議案ものりくりと通過しておるじゃありませんか。僕は、そんな奥の深い知恵を出していただくなくてもいいんですよ。明快に御答弁いただきたいんですよ、市民の立場になって。良心に呵責してなければいいんですよ。だから、そんな3月まで待っておって、堀市長の信義にこたえる答えですか。3月まで云々といっておるんだったら、12月には出るように夜をも徹して人選を急ピッチで急いで、早くその答えに向かって実行していくことがあなたらが堀市長の側近としてこたえる姿じゃありませんか。のりくりと、そんなことを聞いておるわけじゃないです、もう一遍答弁しなさい。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 包括外部監査につきましては、先ほどもお話ししましたように、地方自治法の中で契約期間は3月末までということになっております。そういった関係で3月議会に提出するということになっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

もう1点は、堀市長の施策の云々について住民から疑惑か何かがあるよということでございます。そういった意味の話につきましては、それぞれの考え方があろうかと思っておりますけれども、それをどうのこのことということで包括外部監査の中ですることもあるかと思っておりますが、この

包括外部監査につきましては、一つのテーマの部分を外務監査に出すということでございますので、例えば契約とか、あるいはまた補助金とか、そういった一つのテーマを持った中で監査をしていただくというのが原則でございますので、いろんな施策全般にわたって監査をしていただくという趣旨ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。私からは以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

山田隆義君に申し上げます。46号議案は一般会計補正予算の関係でございますので、その関係の質問でお願いしたいと思います。

15番（山田隆義君） では議長に申し上げますが、監査費が計上されておりますので、監査の事務局体制を今後どのように仕事を進められるか、その関係の何で僕はお尋ねしておるといふ気持ちでおります。だから、全然議案から逸脱しておるといふ考えではございませんので、議長もそのように認識をしていただきたいと思ひます。

そこで、しっかり副市長に答弁していただかなきゃならんのですけれども、包括外部監査であれば、渋々と3月までどうしてもかかると言われますので、私のテーマは、土地取得と土地の保持の仕方が適正であるかどうかと。もう一つは、一般競争入札、随契を踏まえて、契約の中身について適正かどうか。適正とは処理だけじゃないですよ。市民の目線に立って、きちっと合法的に厳正に公平に契約されておるかどうか。そこの中身についてきちっとやっていただきたい。二つのテーマなんですよ。だから、テーマを僕は申し上げておるわけだ。酸っぱいぐらい本会議場では言っているんだから。だから、包括の中で契約制度の問題でやられるというならば、土地の問題については個別外部監査を使ってください。だから、両方出ておるわけでしょう。議案で議決しておるわけですから、両方耐え得るだけの監査の事務局体制は整ったと言っているんだから、1人を補充すれば整うと言っているんだから、あなたは。だから両方やってくださいよ。だから、議会では個別外部監査と包括外部監査と両方議決しておるんですよ。だから、両方でやってやってやりまくってくださいよ。包括でやったら、土地の取得か請負契約の方だけしかできんとか、そんなことは聞いておらへんのだ、私は。やる気がないから、あーじゃこうじゃ言っておるんだわ。僕は、そんなへ理屈みたい聞いておらへんの。市民の立場に立って答弁しなさい。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 包括外部監査につきましても、何遍もお話をさせていただきますが、この分のテーマにつきましては、受け手側の外部監査人が決定することになるかと思ひます。その分につきましては、何をテーマとしてやられるか、それはわかりません。そういった意味で、私の方からこれをやれとか、これをしよという包括外部監査人に指示することはできません

ん。ただ、監査委員さんのお話の中で意見の調整をしてやられると法ではなっておるかというふうに理解しております。

それから、個別外部監査につきましては、それぞれの制度がございますので、議会の方からこういうもので、こうでどうだとかというようなお話もあれば、そのように受けていかなければならないというふうに思います。そういった制度がございますので、その制度の中で運用すべきものというふうに理解しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、法律、条例、そういう問題は人間の良心に従って仕事をやらない、法の裏をくぐって仕事をやる。そういう世の中になりつつあるので、法律がどんどんできるんですよ、難しい法律が。副市長は、条例、法律、そういう問題をてこに人間の心として答弁してないじゃありませんか。

あなたは、堀市政を支えておるナンバーワンでしょう。ナンバーワンだったら、堀市長は、雲一点もないという責任者の意思を、なぜ一日も早く天下晴れて、晴れが立て続くようにやろうとしないんですか。僕は、堀市政を信じておるんですよ。だから、雲は私が言っているんじゃないですよ。市民が晴れていないんです、市民の声は。だから、本当に天下晴れて素晴らしい堀市政であったなと結論が出ることを期待しておるんですよ。あなたがのりくらりやればやるほど、堀市政は一生懸命やっておったって、曇ったままで行っちゃうよ。あなたは、それが支えておる副市長ですか。各部長はそういう気持ちで仕事をやっておるんですか。私は法律や条例みたいなものは……、町民としてやってください。悪いことをすれば別ですよ。いいことをやるんだったら、罰則みたいのものあるはずがないですから。何が条例とか法律ばかりてこにしてしゃべるのか。そんなことは聞いておらへんのや。

もう一遍、副市長、人間の心としてナンバーツーとして、法律をてこにしてしゃべるとかしやべらんとか、ちょっと答弁しなさい。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 山田議員の内容については、ちょっと理解しがたい部分も私はありますが、今お話ししましたように、条例とか法律とか云々については十分法を守って執行しなければならないというふうに思っています。先ほどのスケジュールは早瀬の方からお話がありましたが、その話を、ちょっと緩いんじゃないかという話だというふうに理解しておりますが、この分については、先ほども早瀬の方から話がありましたように、7月に入りましてから、監査人の選考の方法の決定ということでございます。これにつきましては、一般競争入札と同じように、どなたにも機会を与えて、それぞれ資格がある方について申し出ただけであればいいんじゃないかという方法もございますし、それから、そういったたぐいの公認会計士、あるいは

は弁護士会、会の中しかやる人がございませんので、そういう人たちからお話を聞いてやっ
てはどうかというような二つの方法と申しますか、いろいろな方法もございます。今回につきま
しては7月中旬でございましたが、候補者の選定方法につきましては、弁護士会、あるいは公
認会計士会、それから税理士さんの資格をお持ちの方の方々に、どなたか外部監査人としてお
願いできませんかというお願いをさせていただいております。そのお答えが、向こうも団体で
ございますので、申し出の期間が必要でございますので、8月の上旬ごろに候補者の選定とい
うことになっております。そこから候補者が決定次第、本市における監査委員さんとそのテー
マとか、どのような内容をするのかとか、あるいはこの町の状況がどういう状態になってお
るのかというようなことを監査委員さんとお話をされて、そこでそのテーマを決めていただいて、
それが調った段階で議決ということでございます。そのことにつきましては、8月中・下旬
を予定させていただいております、議会の議決がありましたら、8月下旬になるかと思いま
すが、外部監査人との契約の締結をさせていただいて、そして皆さんにその内容を告知させ
ていただく予定になっております。そして、外部監査人には、資格証の交付ということで、そ
からスタートしていきます。

それからもう一つは、その監査人に補助人が必要でございますので、補助人さんの資格云々
について協議をさせていただいて、補助人さんの決定をしていくという段階でございますので、
そういったスケジュールに今のところは合わせて一生懸命やっておる段階でございますので、
御理解をいただけたらというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） もう時間も遅くなっておりますので多くは言いません。

市長にお尋ね申し上げます。

私は、堀市長は、仕事においても人間の性格においても雲一点もない。市長職を受けたから
には、体を挺して公明正大に仕事をやっておると。全く私もそれは信じております。しかし、
世論の声はそのとおりには聞こえてきません。後をやられるやられんは別として、それだけの
精神力を使いながら職務を全うしておられる。その総括を何が何でもあとのことは考えずに、
この12月までに私は何らかの総括を、幾ら遅くても12月まで。早ければ9月にこしたことはない
ですけれども、幾ら遅くても12月までには個別外部監査、包括外部監査を含めて、そんなのら
りくらは、堀市長の真の答えにはなりません。副市長以下執行部は一丸となって、その答え
に向かって道筋をやっていただきたいと思います。

それで、堀市長にお尋ねします。

堀市長は、この個別外部監査、包括外部監査をてこにして、一日も早くスピード感を持って
やっていただきたいと思います。私は思っておりますが、市民もそう思っておられると思いま
す。堀市長

はどういうお考えで、のりくりりでいいのか、それともとにかく12月待たず、幾ら遅くても12月までにきちっと報告してもらわないかん。できれば9月にやっていただきたいという強い決意を持っておられるかどうかお尋ねして終わります。御答弁ください。

議長（小川勝範君） 市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

包括外部監査に関しましては、先ほど来から山田議員の御質問に副市長が答えさせていただいております。そのとおりでございます。「のりくりり」という言葉が出ておりますが、私の方からはっきり申し上げておきます。私は、過去3年間、瑞穂市の市議会議員を務めさせていただきました。その間の行政の仕事も見ております。私が出させていただきまして、24項目のマニフェストを出させていただきました。これを実現させるべき、職員は本当に一心一体になりまして、本当によく頑張ってくれております。私が出たおかげで苦勞をかけておりますが、本当によく頑張ってくれておるなと思って私は感謝をしております。ほとんどのマニフェストを具体的に出してある首長はそんなにおらんと思いますが、ほとんどが来年3月までには丸がつくのではないかと、このように思って、これももちろん議会の皆さんの協力もあるわけですが、職員は目標を持って考えておりますので、やってくれておる。そのことを議会の皆さんにまずもってお話を申し上げたいと思います。まずもって、のりくりりとやってはおりません。本当によくやってくれておるということを皆さんに御報告を申し上げておきたいと思っております。

私の任期は来年の5月まででございますが、私が来期何をするか、やるかやらないか、これはまだ私が答える段階でございません。また、残された任期をしっかりと努めたい。そのことを思っております。まだまだそういう段階でないということをお知らせしておきますが、いずれにしても、包括の関係は、法律的ないろんな決めもございます。そういう中で副市長が言いましたとおりでございます。この包括外部監査を、やはり私が提案させていただくにも、過去の監査委員の流れもお話を申し上げてきた中で、よそにない監査委員の選任もさせていただいておるということも話して、経過をお話し申し上げてきたところで、そういう中でも出させていただきます。その外部監査におきましては、副市長からお答えをさせていただいております。そのとおりでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

もう1点のことにおきまして、市民に疑惑を持っておる人があるということは、私は政治家でございます。100%私を推薦なり信頼しておる人はないと思って、いつの場合でも政治家というものは何らかの形でそういった人があると思う。けれども、私はそういったことのないというあれでしっかりと責任を持ってやっておるところでございます。そういう一部の人のあれに惑わされることは思っておりません。これは過去もそうでありますが、現在もそうで、そう

いう信念を持ってやっておりますので、山田議員が言っておられます疑惑がある、それは一部の反勢力のそういった方がおっしゃっておるわけでございまして、私は信念を持ってこの行政のリーダーとして務めさせていただいた。そのことをはっきり申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、簡単に。

15番（山田隆義君） 堀市長は、答弁の中で副市長が言われておる工程表、それ以上のことは答弁されておりません。ただただ、私は天地神明に誓って曇り一点もない、きちっとやっている。そんなことでは、一部分だけは疑惑を持っているかわかんけれども、一部分じゃないんですよ。ここに見える議員さんも言うか言わんかで。議案の中身には触れておりませんが、設備の中で4,400万、予定金額、落札ぴったりしたと。こんなことを100%信用しておる人はだれもおらへんと思うよ。言うか言わんかで、証拠がないから言わんだけで。またそれ以外に、随契、一般競争入札を踏まえて、95%以上の落札契約は談合の疑いがある。かつまた100%の契約もぎょうさんもあるわ。これで市民に公表したら、市民は何も疑いを持たんというのはおかしいですよ。みんな疑いを持ちますよ。だから僕は言っているんですよ。それをちょっとやらんから、やらんならやらんでいいでしょう、答えはそのうち出てくるから。僕はそれ以上言いません。一生懸命やっている堀市長を最後の最後まで支えたいがために包括をしっかりとやりなさいと言っているんだから。それは答えにならない答えであれば、私はそれ以上のことは申し上げません。市民のうねりに従う以外にはないということだけ申し上げておきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党瑞穂会の松野です。

議案第46号について1点質問をします。

私の方は、労働諸費の関係ですが、県から緊急雇用創出事業補助金ということで646万9,000円が来ます。そこで、市としては五つの事業をします。企画で一つ、それから福祉関係で四つという先ほどのお話があったんですが、ここで聞きたいのは、臨時職員を雇うわけですけど、これは何名になるのか、あるいは期間はどのくらいになるのかということですね。

岐阜県の労働基準局では、県の最低賃金と言っていますけれど、これは696円、業種等は伴っておりませんが、そういったお金も出ておりますので、そこら辺との整合性等について確認をしていきたいと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、先ほどお話がございましたように5事業あるわけでございますが、企画関係と福祉関係で4事業でございますが、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

この2次募集ということでございまして、これで予算が通りましたら、広報等で募集をするわけでございますが、条件としてはハローワーク等でそういった募集もかけることになっております。そういったことで、今の企画関係の掲示板、いわゆる自治会の掲示板の補修に関しては、事業実施期間で予定しておりますのは9月6日から10月29日ということで、これは対象2人と想定しております。賃金は782円です。

それから、福祉関係で介護保険公設事業所検討事業という、これは9月1日から2月28日の事業期間で、これについては1名、782円の賃金を予定しております。そして、高齢者等権利擁護相談事業、この方については1名を予定しておるんですが、9月1日から2月28日までということで、社会福祉士という資格を持った人を想定しております。そういった関係上、賃金が1,291円ということで考えておるところでございます。それから、保育所保育料等収納支援事業についても、9月1日から2月28日ということをご予定期間、これも1名で賃金単価782円でございます。それから、福祉施設等点検事業、この方については、9月1日から2月28日を期間を想定しまして、賃金については782円、1名を予定しておるところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第3回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午後0時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年7月20日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 土屋隆義

議員 熊谷祐子